

する等の法に依て已に久しく實際に行はれたり

マサチューセツの法律は千八百八十年に於て成人囚に對する試練官なる一團隊を組織せしめたり而して其職務章程は左の如し試練官たるものは其職務を實行するに於て警察官の權力を有す且該市町村の警察署員たるを得試練官は有罪として捕縛せられたる各人の性質及び罪狀を審問して該犯罪人は刑罰を加へずして改心すべきや否やを確め其審問の結果を記録すべし試練官が若し本人に對しても社會に對しても彼を試練法の下に置くを最良と認めし場合には之れを裁判所に申告し裁判所は其被告人を改良せしむるに足る期限内之れを試練法の下に置くを許すを得

試練官は實際に出來得べき丈け己が具申によりて試練に入れられたる犯罪者を訪問して彼等を再び犯罪に至らしめざる様に助力と勸諭とを與ふべし試練官の指令により試練の内に置かれたるものは警察署長の承認を得て試練官自ら之れを捕縛し且之れを法庭に引出すとを得而して法庭は其犯罪者に對して宣告を下し若くは他の適當なる處分をなすべし又其審問を受けつゝある人物に就て其以

前に或處刑を受けたるや否やを裁判官に具申するとは各試練官特殊の義務たるべし

以上述べたる所は成人囚試練の爲め千八百八十年マサチューセツ州に於て發布せられたる法律の重なる個條なり而して之れを適切に執行せんとするには裁判官試練官並に警察官に向つて明白なる眼識と判決力とを要求せざるを得ずマサチューセツ監獄委員會の書記より著者に寄せたる書に曰く成人囚試練法の良効あるとは疑ふべからざるなりと

サウス・ポストンの一地方より出せる千八百八十八年度の報告書を見るに該年度中に試練法の下に放免せられたるもの二百四十四人ありしが其中百三十七人は大酒の爲めに二十五人は暴行の爲めに十八人は竊盜の爲め二十三人は治安妨害の爲めに捕縛されたり尤も此捕縛されたる者の中には主の日(日曜日)に球突きをなし又かるた遊びをなしたるが爲めの者もありき

他のポストン地方に於ける同年度の報告書を見るに十二ヶ月間に三百二十九人の被試練者起りたり其中百六十五人は大酒の爲めに五十八人は竊盜の爲めにし

て他の十二人は頑鈍なる小兒なりき此等の中には一人も禁酒盟約に入りたる者なく而して四十六人は到底改良の見込なきを以て警官の手に渡されたり
サッフナー、カウンチーに於ては千八百八十七年度中に八百九人ありき其中三十一人は警官の手に渡され四十三人は逃走し三百〇六人は禁酒盟約に入りたり
右の報告に於てサッフナー、カウンチーの試練官ミストル、エドワード、エイチ、サッフナーは左の注意を附記したり曰く大酒は試練官が其試練者を改良せんとし
て出會する一大困難なり蓋し人をして罪惡に陥らしむるの最大原因は飲酒にあ
ると事實に徴して明らかならばなりと氏は又禁酒盟約を立てたる試練者の中
も其盟約を以て只一時の戯れとなし去る者と之れを以て非常に大切視して其効
を奏する者とあると言へり且曰く凡そ試練の功を全ふせずして監禁の宣告を
受けしむるに到る者は盟約を破つて到底改心の見込みなき者なり去り乍ら彼等
にして其盟約を有つとを得る者なりせば是れ改良の方向に進めるものなりサッ
フナー、カウンチーに於て青年淫賣女にして試練法の下に置かれし五十三人の
者は其故郷の朋友若くは兩親の膝下に送り歸へされたり然るに其中六人のみ再

びボストンに歸り來りて遂に刑罰に處せられたり

此等ボストン監察者は世に稱賛せらるゝ、エニョークのエルマイラ模範監獄よ
りも禁酒主義の實行に依て一層人生の弱點に力を與へたりエルマイラ監獄千八
百八十八年の報告書を見るに其四十八頁實踐道徳と題する項中に左の如き勸告
を囚人に加へしとを記せり曰く我々をして道徳と節酒の力を以て彼の有害な
る絶對的禁酒と相混するとなからしめよと思ふに道徳上の力には最も弱き犯罪
者に對して此の如き言語を官吏の口より公言し殊に訓戒の一部として示すが如
きは實に驚くべく思むべきの至りと謂つべし蓋し其監獄内には窃盜強姦殺人等
の大罪人を以て充たし居ればなり而して同報告に於てエルマイラ監獄に入りた
る凡ての囚徒は其百分の五十七までは全く道徳上の觀念を有せず其百分の二十
五は僅かに之を有し其百分の三十八は明らかに飲酒家の兩親亦は祖先を有する
者なるを發見せられたり而かも此る種類の罪人に對して物々しく禁酒は有害な
りなど教ゆとは抑も是れ何んと言ふとぞや

ミストル、サッフナー曰くマサチューセッツ試練法の最良なる結果の二つは犯罪者

の親族を刺激して其犯罪者の爲めに儲口を求め且品行上に有益なる感化と注意とを加へしむるにあり其語に曰く尤も其効果は試練を被り居れる犯罪者の朋友をして其放免に前きだちて彼等の爲めに儲口を備へしむるに依て全ふせられたりと

第十四章 警察——特に質商店娼妓及び犯罪の豫防に關す

警官は監獄官よりも一層効力あり

監禁法の社會一般に及ぼす効力に就きては各國とも皆に之れを過重するの風あるのみならず之れを警察力に比較して大ひに其効果を誇張するの傾向あり警官は全く罪人を捕縛し又は探偵するの一機關にして言ひ換ふれば司獄官の監外奴僕に等しきとを其最大職務となす者と思はせらるゝなり
實際に於て適當に組織せられたる警察の位置及び勢力は其運用の影響する處監獄よりも一層強且大なるものあり司獄官の特職は其監督の下に置かれたる者に對して刑罰を執行し且或小區域内に於て感化改良の實行を試むるにあるも是れ併し社會全體より見るときは甚だ狭小なるものなり然るに警官に至つては國民

の全體に直接するものにして若し適當なる資格を有するときには犯罪豫防と社會改良との兩途に向て限りなき機會を有するなり

さり乍ら從來大抵の國々に於ては善良なる警察の目覺ましき能力と權威とを大ひに埋没し若くは甚だ不適當に考察したり例へば歐羅巴全土の大部分を通して其政治家の警察に對する思想を見るに只國事犯若くは常事犯の罪人を探偵捕縛する爲めのものなりとなすの外他に何等の考へをも有せざるが如し犯罪の豫防よりは寧ろ之れが探偵を以て警官の職務の最大事となす而かも是れ大ひなる誤謬たるなり

夫れ此の如き偏頗なる方針の適用せらるゝに準じて警察が其固有の感化と權威とを奮つて犯罪を滅却するに躊躇するの必要を生ずるに至るべしそは犯罪を滅却すると同時に自己の報酬を得るの機會をも自滅するものなればなり譬へば狡獪なる鼠嚙者が或人より其攫取したる鼠の頭數に應じて報酬を與ふべしとの約束を得たるが如し彼等は之れを捕攫すると同時に成るべく鼠類の増加を計らざるべからず然らずむば自家口糊の道を杜絶すればなり然りと雖も今方法を變じ

て一切鼠類を騒がしめず又長く鼠害なからしむるの點に成功する如何に由て其報酬を與ふべしと爲すときは彼の頭數を標準としたる時よりは非常に良好なる結果を收むるを得ん

犯罪の滅却は警察力を試めず重なる證據なり何れの國を問はず其警察法の効力如何を示す者は其國內に起る犯罪數の多寡に在て存す而して此多寡は重みに縛に付ける罪人の數に由て計らるゝのみならず一般に智覺せらるゝ亂暴竊盜惡徳等の滅却するに由て計らるゝなり若し指名せよとならば指名し得べき或國又或地方に於ては非常に犯罪の流行して而かも其犯罪者の捕縛を免れ刑罰に漏るゝ者多きを見る是れ實に警察力が犯罪の豫防と探偵とに不適當なるを證する者なり然れども善良なる警察の特質とすべきは此二點に精巧なるにあり而して豫防は探偵より一層の能力を要するが故に警官にして犯罪豫防に尤も適當なる習練を得たるものは即ち又犯罪探偵の技能に於ても最も精巧なるなり

パリ警察法の不充分なるを

倫敦警察官の間に犯罪豫防の發達に注意せらるゝとは巴里警察官の間に於てせ

らるゝよりも一層深切なり而して其結果や探偵上の技倆に於ても亦大ひに優る處あるなり然りと雖も倫敦及び其他の英國警察法に於て尙ほ益々此方向に發達すべき餘地を有するや明らかなり千八百八十八年に於ける多くの殺人犯者と強盜犯者は全く其捕縛を免れ若くは其捕縛に至るまでに餘程の日子を費したるものあり例へばマンチエスター監獄内にて看守を殺害したる者の如き百方警官の探偵したるに關はらず三週日の間は全く捕縛すると能はざりき而して此に注意すべきとは英國に於て年々有罪犯者の縛に就く者平均其犯罪數の半分より少なき點なり實例を上げんに千八百八十六年に於て有罪犯の數四萬四千九百二十五件ありしも縛に就きたる者は僅かに一萬九千二百八十五人にして判決を受けたるもの一萬〇六百八十六人なりき

世界中巴里程探偵的警察法の完全を期せる者はあらざるべし最隱微なる奸計秘密も研究せられたり最鋭敏なる探偵は教育あり又教育なき者の間より撰拔せられたり最巧妙なる假扮の適用は絶へず獎勵せられたり又實行せられたり捕縛の權力及び費用も充分支給せられたり故に巴里警察法は其完備すると世界中比を

見ざる程なりさり乍ら此驚くべき精密の方法も警へは時刻を示す能はずして只外観のみを飾れる時計に似たり如何となれば巴里警察法は之れを効力の試験法に由て試験する時は決して他國の警察法に優る所のものなく却て社會の秩序を保つ點に於ては倫敦若くはベルリンより劣れるものあればなり巴里府中に於ては殺人強盜其他の大罪犯罪者にして其發覺又は刑罰を免るゝ者多きは歐洲中已に隠れなき事實なり故に巴里警察法は其重要なる目的より觀察して成功あるものにあらざ該都府の罪惡は益々増長して南半球にまで及べり

英國の警官は一般に巴里の警官よりは神速の技に乏しと信せらるゝと雖も概して實際上の効力は却つて著るしく倫敦及び其他英國の住民は晝夜とも悪人の害を免るゝこと佛國人より多きものなり殊に近年に至り巴里警察力の不充分なることは警察部内多數の高等官より明細整確に證明せられたり

軍隊出身の警察官は其敏活の度劣るものあり

英國警察の比較的効力あり又人望あるものは主として其高等警察官の間に於て力を盡して下等警察官を訓練し各自の能力を練磨して一般實際的の用に應せ

しむるに由る彼等下等警察官は自己の頓智と考察とを活用せしめらるゝなり而して此彼等が前きに軍隊的の練習を受けしこと少なき程此資格を習得するに適當す尤も英國警察官に對し此點に一層の熟達を要すべきは無論にして其大主府の警察官すら尙且然るなり

英國警官の中に尤も技倆ある一人著者に語て曰く概して兵隊は巡査とするには尤も不適當なるものなり如何となれば彼等は平生自己の意見を立つる勿れ只黙して命令に従へよと訓練せられたればなり若し君が一人の老兵に向つて或市街を巡回せよと命するときは彼れは正しく其市街を巡回すべし而かも他に何事をもなすとなし彼は單に行けよと命せられたる所に行き見よと命せられたる處を見るさり乍ら其他の物には一物と雖も注意を向くる能はざるなり如何となれば彼は常に只機械なりとの精神を以て命令に服従するの外決して他事あるべからずと教へられたればなりと又曰く若しも我配下の一人にして我に願ふに或る犯罪を探偵するの指揮を與へよと云ふ者あらは余は彼を以て其探偵に成功なき者たるを知了す且余は彼に告ぐるに特種の事情に應じて特種の處置を自ら思考

し自ら工夫せよとの旨を以てす然れども彼が平生の訓練にして此る獨立の思想を回らすに適せざるものなりせば到底言ふべくして行ふべからざるなりと故にパリス及び歐洲各地の都府に於て軍隊出身の警官は警官として第一等の階級に入るべきものにあらず彼等が前きに受けたる軍隊的の習練は皆に彼等をして自己獨立の思考を廻らすの資格を養成せしめざりし而已ならず却つて此資格を破壊し去りたり之れを換言すれば兵隊として最有力なる資格は警官として最も無力なる資格たるなり然るに此必要なる眞理を察警及び行刑上の諸大家に不要視せらるゝは實に怪しむべきことと謂つべし

米國の警官

合衆國に於ては警官の間に文事的の分子武事的の分子よりも優ると雖も其効力決して英國の警官に及ぶと能はず去り乍ら其及ぶる理由は佛國に於ける理由とは相異なるなり合衆國の或市府に於ては隨分犯罪防遏に成功あるの警官なきに非ず而かも其大都府に於ては警官の就職重に政治的黨派の力による者なるが故に彼等は其力を社會一般の保護に用ゆるよりは寧ろ黨派上の利益の爲めに用

ゆると屢々是れあり加之合衆國に於ては政府の交迭頻繁にして其交迭の度び毎に官吏にまで更迭を及ぼすの一事は實に國家全般の事物に悪影響を及ぼすが如く警官の上にも甚だ有害なる影響を及ぼすなり尤もニッヨーク市府に於ては警官の地位を一層安全ならしむるの方法を立て且高等警察官に一層統轄上の權力を増さしめたるが爲めに近年著大なる効力を現すに至りたり

種々なる理由の爲めに合衆國警官の多數は英國の警官よりは規律に服すると緩にして賄賂に近つくと易く其職務に忠誠なるべしとの感覺に於ても亦甚だ劣れるものあり隨て他國に於ては警官に依頼し得べきとも合衆國に於ては殆んど依頼すべからざるとあり例へば犯罪者探偵のとの如き是れなり此欠點は米國數多の市街に於て私立探偵會社を設けて之れを一種の營業となすの必要を生じたるにても明かなるべし若し米人が或大損害を蒙りたる場合に於て其犯罪人を探偵して之れを法廷に引出さんとするには政府の巡查に依るよりも私立探偵會社によるを優れりとなすさり乍ら之れに頼らんとするには多額の入費を要するを奈何せん即ち經常警察費の外に其多額の費用を出ださざるを得ざるなり

而して右の如き理由に依て米人は慣習的犯罪者に假放免の方法を是認する能はずそは假放免の成功は主として警察の組織及び其警官の訓練の良善なるに關すればなり

英國警官の敏活

英國の人民が其自國の警官を以て世界中最敏活なるものにして恐らくは他に比肩するものなしと確言するも決して不當の誇言と稱すべからずとも英國の警官が斯る高地位を有するに至りたる一理由は其中央政府の主治者等が其市府の警察監督者を撰むに高潔なる品性を有するの人物を以てし且政黨上の干渉をして成るべく此撰定に影響せざらしめたるに由る而して此等の適當なる高等警察官は一般に武官的の教習を受けたるものに相違なしと雖も而かも彼の殆んど無教育なる兵卒とは甚だ其性質を異にせり彼等は中學若くは大學の課程を踏みたる者にして自ら思想し自ら活動するを知るものなり且又彼等の中には實に敬虔に富み道徳に進めるものあり彼等は人民に對して同情を有し配下の警官に對して此同情心を練磨せしむかるが故に英國の警官は團體として大ひに人望を

有し其勢力を全ふする所以も亦此に存せり或經驗に富める警部著者に語て曰く「吾人は人民に直接して其眞狀を察す若し否らざんば決して其職務を行ふ能はず否吾人が今日有つが如き秩序を保つと能はざるべし」と

此一言はアイルランドの警官に適用すべからず該地の警官は一層明白に武官的のものなればなり而してアイルランド警官は其武官的たるの故を以てそれ丈け犯罪の豫防犯罪の防遏に對して効力薄し且其人民に尊敬せらるゝとも亦英國より薄きなり

英國警官の道徳

犯罪の豫防若くは防遏の要職にあつて其成功を全ふせんとするには探偵の技倆に加へて徳性を修養すると最も切要なり而して又此點に於ても英國警官の多數は實に他の模範となるに足る彼等は故ミストル、パーウイック、パーカーが所謂警官は人民に敵對するの別團體となるべからず宜しく人民に由ては尊まれ敬はれ殊に出獄したる囚徒に親切なる注意を加ふるに適せざるべからずとの格言の旨に近きものなり

英國警官の多數は高等下等の區別なく國民中にて實際的慈善家の中に數へらるなり彼等は街頭に於て小兒及び動物にまで親切にして市民にまで殊に禮節を重じ以て扶助をなす彼等は近年英國に起りし犯罪の大減少に與りて力あり且此に注意すべきは假出獄者に對して親切なる扶助と監視とを與へたるの點にして是れ實に警官の犯罪豫防に効力ありし他の一方面なりと謂つべし

警察の効力は酒店並に贓品購買者に對する取締法の緩慢に依て遮断せらる

國の内外を問はず若し警官の權力が飲酒及び一般の不徳を行ふに便ならしむる或法律又は慣習の制限を受くるとなくんば其効力を顯はすと一層大なるべし此の如きとは常に人民の誘惑物となるのみならず警官其人に對して殊に誘惑物となるなり如何となれば警官は其職務を實行するに當つて全く誘惑物の中心に身を置かざるを得さればなり或は日中或は夜間其身體の饑餓に及べるに際して賣酒店妓樓及び娼妓等は屢警官をして其職務を怠らしめんと欲し若くは不法の默許をなして其惡業を見逃がさしめんと欲するなり之等の危険を減少せんには爾

後酒店に對して一層取締の法を嚴密にせざるべからず

且又英國に於て格段人の注意せざるものにて其實犯罪の大淵源となれるもの贓品購買店と之れに類似の質舖に若くはなし若し贓品を購買するものなき處ならば窃盜者を出すとも甚だ少なきは屢々經驗せられたるなり尤も質商の間にも随分尊敬すべき人ありて犯罪の探偵上著しき助力を與へたるものなきにあらざ然りと雖も其少數中には實に恐るべきものは是れあるなり而して質商に就ては其最良と稱せらるる者にも自今一層嚴格なる取締を要す如何となれば取締の緩慢なるより知らず彼等に罪惡の所行あらしむればなり近年に到り品の多少と地の遠近を問はず苟も物品を販賣せんと欲する者には直ちに其代價を拂ふべしと廣告せる商店を起したる者あり此の如き營業は不正直なる下婢職工及び其他のものに大なる誘惑を與へ且又一個人若くは團體として正當なる商人と假稱しつゝ其實盜賊と等しき奸商の横行を助長せしむ實に斯る奸商が社會の良民を害したるは言語に絶したる者あり然るに今に至るまで少くとも英國に於ては彼等に對して一つの防遏策も試みられたるとなし犯罪者は色々計を回らして社會を瞞

着し以て必要なる法律の改正遅延せしむ彼等は警察力の増加は危険なりと高言し又彼等の營業の贓品に關するは甚だ小部分なりと主張す而して各國とも年々財産の大多額が刑罰なくして窃盜せらるゝは疑なき所なり個人的の窃盜犯者は屢々捕縛せらるゝと雖も彼の贓品購買者の捕縛は殆んど稀有なり而かも此等の購買者こそ却て公然たる窃盜強盜よりも一層危険なる者にして且一層刑罰すべきものたるなり英國に於て窃盜と其贓品購買者との間に存する信用を破壊するは其方法決して難きにあらざ蓋し窃盜にして其贓品購買者又は其親分の誰なるを告ぐる所のものには刑罰を輕減すべしと云ふの方法に依て大に實効を收むるを得べし現今の警官は絶へず此點に於ては法律の不完全よりして充分罪惡の根源と認むる危険物をも之を捕ゆると能はざる場合あり

質商及び贓品購買者に對する取締

質商の動作を監督する種々の方法は特に經驗に富める觀察者倫敦のミストル、エドゥヰン、ヒル、ハルミンガムの警部長ミストル、フワール、ニアール及び其他の人々に依て起案せられたり其方法の主意とする所は各地方に於ける警部若くは警部

に由て撰定せられたる一團の人々に對し質商及び贓品購買の嫌疑ある者の家屋に突入して之を探索するの權力を増加し而して其帳簿を檢閲して警官が認めて贓品となす品物に就ては其賣買上に責任を帶ばしめ且警官をして贓品購買者と假定したる人名の目錄を廣告し又は通廻するの自由を有せしむべし而して又質商の助力に由り窃盜品の發見せられたる場合に於ては彼等をして其品物の價額に應じ警官より幾割の手續料を受けしむべし等の事項にあり或地方に於ては以上の方法中の或事項を實際に應用したり質入をなすの時間を限り小兒よりの質入品は之を受くるを禁する等は社會に取つて有益のとなるべし

且又英國に於て希望すべきは警官に今一層強大なる告發權を有せしむるとなり此の如き方法は社會の安全を保つに必要なるものなれば之れを法律として發布するに到らば一層警察の効力を増加して社會の安全を進捗せしむるに足るべし

高等警察の効用

贓品購買者に對して監督を必要となすのみならず假出獄者並に慣習的犯罪人に關しても充分之れが取締をなさんとするには特に智徳の一層高等なる警官を得

ざるべからず然らずんば失敗は到底免れ難し蓋し通常の社會に於けるが如く警官の社會に於ても格別に情慾私慾甘言に惑はされ易く若くは己が官職を亂用して壓制を以て慘酷非道に陥り易きものあり之が警部たるものは絶へず注意を嚴にして此の如き人物に重權を委託し以て警察全體の不名譽不人望を招かざる様なきべからず則ち英國に於て出獄人監視の事は行はれし初めに當つて警官が其職務を亂用して出獄後已に職業を得て善良の生活を立て居るものに對して漫りに其已往の惡事を世に公言したりとの怨言を聞くと屢々なりき恐くは此等の怨言は幾分か實に過ぎたるものもあるべしと雖も然かも多少或警官に依て右の如き所業あらしめ遂に斯る不平を引き起すに至りたるは疑なき所なりさり乍ら近年に至り此必要なる出獄人監視の事は特別の部門に屬する高等警官の手に委ねられたる以來大ひに其不平の聲を消滅するに至れり此に尙一層必要なるとは下等警官が淫賣女の取締り又は捕縛をなすの權限に就て最明察なる監督を加ふべき點なり如何となれば英國に於ても其他の國に於ても巡査の誘惑は特に妓樓の主人及び此種の人より起り易きものなればなり

警官に對して道德上の扶助を與へること

英國の警官が通常罪人と稱せらるゝ者無教育の子女及び放蕩に陥りし男女の青年に對して著大なる救濟の効を奏したるは長く記憶せらるべきとなりさり乍ら此等の高等なる諸務を成就せんとするには其當局者に對して道德上宗教上及び其他の扶助を與ふるは最も必要なり英國に於ては此等の扶助次第に増給せられんとす即ち一部は人民間の慈善家により一部は高等有司等により又一部は警官自らの自助自奮によるなり又近來英國宗教家の間には警官に宗教的の感覺を有せしむるの必要を認め彼等の爲めに聖書研究會書籍館新聞雜覽所の設けをなし又警官にして職務の爲めに倒れたる者の子女に向つて孤兒院を設くる等の事をなせり此上尙は一層の進歩を此方向に見んとは最も望ましき限りなり

警官と禁酒

多くの禁酒會は倫敦及び地方警官の間に組織せられたり而して之れに入會したるものは警官中の重立ちたるものなり禁酒警官の好摸範はパーミングハム警察の探偵局長故ミストル、ジョン、ロビンソンに若くはなし氏は有力にして廣く社會

の尊敬を受け且實行的の基督信者なりき嘗て五ヶ年の間に氏に由て禁酒盟約に調印せしめられたる警官一百卅七人に及び多数の警官が其妻子眷族と共に幸福なる生活と家庭を得るに至りしは氏の感化に依るもの殆んど是れなり

警官の禁酒に就て或有益なる演説は千八百八十五年ロンドンマンションハウスに於ける集會の席上に於てミストルゼームスモンローの口を突て出でたり氏は大都府警察委員の重なる一人なり其言に曰く我々委員として時々甚だ痛ましき經驗を有するとありそは警官が飲酒より失躰せるを處分するの場合なり余は聽衆諸君に對して證明す此恐るべき誘ひに陥りたるが爲めに他に非難もなき人物を免職せしむるは實に委員に取りて痛心の極みなり而かも斯る人物は實に警察委員に依て免職せらるゝのみならず社會公衆に依て免職せらるべきものなりそは社會公衆が彼に委託したる職務を盡すと能はざればなり實に警官の職務は晝間に於ても夜間に於ても非常に辛勞にして且困難なるものなり而して警官の誘惑は非常に大ひなるものなるは人の承認する處なりと雖も其大なるの故を以て之れに陥るの罪を恕する能はざるなり英國人民として又警官として余は卿等

に告げん曰く其誘惑に向つて抵抗し戦闘し且打勝てよと而して若し禁酒主義を断行して此禁酒同盟員に加入し以て此害惡に勝とを得ば余は確かに信ず卿等は既に一層適當なる警官となり又一層善良なる人物となり得ることをと又米國に於ても酒店の警官を誘惑に陥ると甚だ大なるものあり警部長ドクトルハワード、クロスビー曰く合衆國の一市府に於て賣酒免許法違犯者を見逃すの一事に由て年々幾千磅の利益を得るものありと加之合衆國福音同盟會の書記牧師ジョシユアストロンク曰くニウヨークに於ける賣酒店組合の勢力は實に大ひなるものにして賄賂に依て自由に警官を使役する程なりと

警官若くは一般の良民社會に禁酒主義を擴めんとする必要の方法は酒の代りに人を迷醉せしめざる安直にして且甘味なる飲料を得せしむるにあり近年禁酒運動に一大進歩を興へたるは此種の飲食店の數多開設せられたるによる又光明暖氣書籍音楽及び運動場の開設せられたるも興つて力ありと謂つべし

而して右に述ぶる理由により若し高等警察官が眞實に其下等官の間に嚴肅の念を起さしめ彼等をして其強大なる誘惑より脱せしめんとするには巡査派出所合

宿所及び其事務所に於て暖かなる茶、珈琲若くは、コ、ア等の飲料を備ふるの用意なかるべからず是れ實に警官に取つて最も喜ばしき精神の慰みとなるものなり

警官の自助

英國及びアイルランドに於て警官に宗教的并に道義的感化を及ぼすの一事は近年基督教徒警官協會と名づくるもの、組織に由て大ひに進捗せられたり該協會の年會には都府及び地方より出會する惣代人非常に多く又此會の附屬物として有益なる月刊雜誌をも發行するに至れり或財産あり勢力ある人々は此協會の爲めに資力を寄附したり而して吾人の望む所は續々此好摸範に従ふもの、輩出せんとなり

公衆協力の必要

各國及び各都府に於て警官が其効力を現はすの度如何は大ひに人民及び新聞紙が警官の動作に注意する如何によるものなり之れを實際に徴するに禁酒衛生等のもとに警官の盡力行き届く地方は必ず其地方の新聞紙慈善家等の同心協力するものあるなり警官、公衆、新聞紙此三つのものは互に相子係し互に相助けて其効力

を全ふすべきものなり若其一つを欠くときは他の二つも其効を全ふする能はず英國に於ては此三者の結合益々發達伸暢せんとするに至れり

第十五章 結論

今や本書が辨明保持せんと欲したる處の論結を單簡に再説すべきの時機に達したり蓋し本書の主張する處は近來米州及び大陸に於て發行せられたる著書の主張する處と其意見に於て異なるものあるなり勿論其著書は何れも價值ある良書に相違なしと雖も其著者が監獄改良の進歩を促すに主として階級的雜居房の法に是れ頼れり囚人各個を全く分房隔離するの點に論及せざるは著者が首肯し能はざる所なりかるが故に本書發行の主意はジョン、ハードが熱心に擴張せんと欲したる分房主義の効益を新めて世に紹介せんとするにあり抑此主義の眞價を確認したるものはハード存生の時より既に是れありたり例せばランカンシャイア州の有司等の如き即ち是れなりマンチエスターに建設したる監獄の基石の銘に曰く罪囚隔離監禁の道理に叶ひ人情に叶ふ事を充分に證明したる最敬愛すべき人にまでの州民感謝の紀念碑として我等の子孫に傳へんが爲め此監獄に命ずる

にジョン・ハワードの名を以てすと然るに爾後英國及び其他の國に於て或有力なる人々の大ひに此主義に反對するあり而して又社會の大部分も充分に事の實際を探究するの間暇を有せず又之を探究せんとするの傾向だになく過つたる一時の感情に驅られて今に至るまで分房隔離の必要を認めざるなり就中米國の如き此點に關しては學說と實際との上に有害なる反動を起せり然りと雖も此主義を辨明保持するに適當なる有識者亦乏しきにあらず

非凡の觀察者瑞典のオスカー皇帝は「刑罰と監獄」と題する世界有數の著述に於て熱心に左の言を表白せられたり「監獄制度の學說を深切に研究したる所のものも亦其學理の示す處に由て實際に従事したる處のものも階級的雜居法をして之れに伴ふの弊害と分立せしむべからざるは既に各々承認したりエム、エム、ピューメント及びトツキーピルの著述にかゝる合衆國に於ける監獄」と題する書中にも犯罪人に對して眞實の階級を立つべからざるとは最確實に證明せられたる處にして世の監獄改良家たる者の必ず念頭に止むべきものなりとの旨を言へり而して該著書中他の部分に於ても階級的雜居法の恐るべき結果を再言せられたり

近年英國監獄に於て幾分か階級法の實施を試みたるに豫期の如く其結果甚良しからず囚人をして互ひに其不徳を増長せしむるものなるを證明せられたり今英敏なる出獄者にして實地此種の監獄に監禁せられたる者の著者に語りたる言を聞くに姦惡なる囚徒と亂暴なる看守の爲めに余が監獄の生活は全く此世の地獄なりき余は再三分房隔離のとを哀願したりと雖も其は少しも許可せられず且左の言を達せられたり曰く「同囚雜居は汝が刑罰の一部なるぞと噫是れ何んと云ふとぞや正當なる刑罰は決して人の品格を墮落せしむるを必要とせざるべし勿論無暗に世の監獄組織を非難するが如きは避けざるべからず而して現今各國に存する監獄の中には少くとも清潔秩序の模範を示すもの少きにあらず且其監獄吏の中には德義を備へ人情に厚きの紳士貴女に乏しからず然りと雖も此等の監獄に付て充分なる觀察を下す者には階級法の最良なる組織に由て設立せられたる監獄すらも到底雜居監禁より起るの弊害を避くる能はざるを發見するに足るなり

事實は千萬の言語よりも雄辯なり此點に關して各國の實見は充分に吾人の證明

をなすなり試みに益進法の卒先者キヤンチン、マコノキに依て管理せられたる最用意周到なる階級的雜居法の結果を見よ殃ひなる失敗に歸せしにあらざや彼の智識に富み勢力に富むの大國民佛蘭西の多數監獄に行はるゝ雜居法の結果は果して如何内國に起る無数の犯罪を處せんが爲めに之を南洋諸島に移せるの一事にても知らるべし

千八百八十八年佛蘭西國會に於てエム、ベレンガー氏は佛國に於て過去五十年間に罪囚の數殆んど三倍の増加をなしたり即ち千八百三十六年には四萬一千人なりしに千八百八十八年に於ては十二萬七千人となり而して同年期間に於て重罪再犯者の割合三割一分より四割八分までに増加し輕罪再犯者の割合三割八分より四割三分にまで増加したり而して其原因主として階級的雜居法の罪にあらざるはなしと論じたり時の内務大臣も實際此説を容れて分房隔離の事を賛成したり且又合衆國に於ける雜居房の結果は如何人口の増加に比例して罪惡の着々増加するは明白なる事實にして地方監獄の腐敗に至ては殊に甚しとす若し吾人が以太利の事情を察するも元是れベツカリヤ、ベルツラニスカリヤ等有名なる監獄

改良の卒先者を出したる地なるにも關らず尙姦惡なる罪囚を同房に雜居せしめて互に其惡心を増長せしむるなり彼の強大にして博學なる獨乙國すらも其監獄に至ては尙未だ罪惡の替古場たるを免れざるものあり是れエム、エムホルチエン、ドルフ、ジャクマン、アシロト及び其他の諸大家に由て承認せられたる處なり嘗て獨乙に於ける監獄と社會との弊害を改良せんが爲めに有力なる改革的小團體の組織せられたるとあり此中には普魯西亞帝皇フレデリック、ウイリヤム第四世及び其信用深き諫臣ドクトル、シュエリオス及びドクトル、ウヰヘルンも加名したりき此等の人々は犯罪を豫防し且之れを改良するに最大の必要物は宗教に若くものなしとし且又分房隔離法を以て道徳上行刑上最も有用なるものとなせり而るに此等有力の人々にして尙且感情の爲めに動かさるゝ反對者の攻撃に遭遇し折角希望したる改良の大目的も之れを充分成し遂ぐるとを得ざりきさて千八百八十八年歐洲より尙一つの著るしき報道を得たるに由て益余が意見を確むるに至りたり是より先きクウヰンランド政府が該殖民地に在る監獄の事情を探究せんが爲めに撰定したる委員よりの報告書に云へるとあり雜居房の

法は何れの點より見るも非難すべきものなり。それは雜居房は不順、結黨、不平、其他尤も惡むべき罪惡を囚徒に行はしめ、且又管理の費用を増加し、囚徒の精神改良を障げ、尙又全く惡人ならざるものをも遂に惡人と化し去ればなり。之を略言せば、鋭敏なる觀察者が既に精密に言ひ現はしたる如く、實に監獄は罪人の製造所に相違なきなり。而して委員等は該殖民地に於て近來雜居房の男囚徒間に起れる或恐るべき事實を添加したり加之女囚徒に關しては殆んど言語に絶したるものあり。種々の不道德と醜言との行はるゝのみならず、未だ罪惡に染むと深からざるものをも益々罪惡に沈淪せしめ、放免の時に至つては全く不義罪惡の道に徨はざるを得ざらしむるなり。と此驚くべき事情は英國殖民地中にて最新しく且最智識に富める處に於て官命を得て確められたる雜居監禁の狀態なり。

此の如き事實あるを以て雜居監禁法に反對の意見を有する行刑學者は充分に一般の事實によりて以て其地位を確むるに足るなり。而して又一方に於ては英國の如き分房法を地方監獄に實施し、或は和蘭、白耳義の如き分房法を集治監に實施し以て出來得べき丈け囚人を互に相隔離せしむるの國々に在ては犯罪の豫防最も

能く其成を奏したるの事實は益々以て其證明を堅くするなり。去りながら舊來用ひられたる分房法は其用意甚不完全にして従つて其効果も甚不完全なり。しとは蔽ふ可からず蓋し此主義を適當に實施せんとするには必ずや刑の宣告に就ても等しく改良を施さるべからず要するに監禁をして今一層公平にして短く鋭く而かも一層感化的にして且一層刑罰的のものたらしめざるべからず。此く従來の緩慢なる監禁に伴ひ來りし多くの道徳上及び經濟上の弊害は自然として除去せらるゝを得るなり。

然らば獄政上の問題に關しては此書は斷然分房隔離法を辯護するものなり。然れどもシユリンガー、ドクビチヤー及び其他已に前章に記載したる所の人々に依て保持せらるゝ穩當にして適切なる分房法を主張するなり。

然れども監獄法の探究は只行刑學の一部に屬するに過ぎざるが故に此書に於て證明せんと欲する他の目的は監獄は一般に犯罪防遏の方法として過分の責任を歸せられ而して其効力に就きても非常に過重視せらるゝの點にありとす。適切なる刑法並に犯罪豫防の法律は又大に必要なるものなり。而して此部門に關

して著者は從來よりは一層適當なる益進加重刑を執行し得るの法律を發布し之と同時に此法律の執行者に對して充分臨機の所置を施し得るの餘裕を存せしめんとを必要と信するなり夫れ確實と云ふ分子は行刑學に於て無量の必要物なりと雖も之を全ふせんとするには宣告の段階と加重刑とをして大ひに漸進的のものたらしめざるべからず而して此部門の進歩は本書に主張せられたるが如く監禁に代ふるに他の善良なる行刑法を適用するに依て益々暢達せしむるを得べし則ち試練法罰金法穩當なる肉刑法を以て冗長なる監禁法に代ふるにあるなり此等の事柄に於ては現著者は漸次増加せんとする行刑學者の所説と一致したり犯罪豫防の部門に格段の重きを置く點に於ては著者は自ら少數の行刑學者と共に其姓名を列記せられんとを欲するものなり如何となれば豫防は療治より優るとの語は一般に承認せらるゝと雖も是れを實行上より着眼して各國の行政官立法官に依りて發布せらるゝ法律規則の多數司獄官の報告書及び數多の行政學上の大著述を見るに此必要なる豫防法に對して不注意なるは實に驚嘆に堪へざるものあるなり夫れ單純にして而かも勢力ある豫防法は宗教と道德に若くものな

し道德の項中禁酒、眞潔、節儉の習慣を獎勵し且普通教育を盛んにして小兒を薰陶し彼等の本心の自由を保護し彼等の信仰心を養成して不信的の惡習に染まざらしむるは最大切なるとなり而るに此に注意するもの甚少なきは何故ぞや此著述の特に尊敬と辯護を與へんと欲する所のものは以上の如き建設的豫防的の感化力あるものなり如何となれば道德を行ふに尤も強き原動力となり犯罪の防遏に最効果ある反對力は此等の單純にして而かも強大なる眞理即ち天道の至仁至尊なるとを人の骨髓に徹せしむるの邊に在ればなり全世界の實驗はマヨソ、ハワードが確信したる社會の進歩を促し罪惡の救濟を成すに足る最確實なる希望は眞正宗教に大關係を有すとの眞理を證明す

行刑新論終

本書は同情會員松尾音次郎君の専ら精譯せられたるものなり出版に臨み目下同君は奈良中學を
教授せられ在京無之出版届出の都合あるを以て共に之に與りたる者を以て譯者の著名者とす

明治三十年十一月十二日印刷
明治三十年十一月十五日發行

定價 金八拾錢上製
金七拾三錢假製

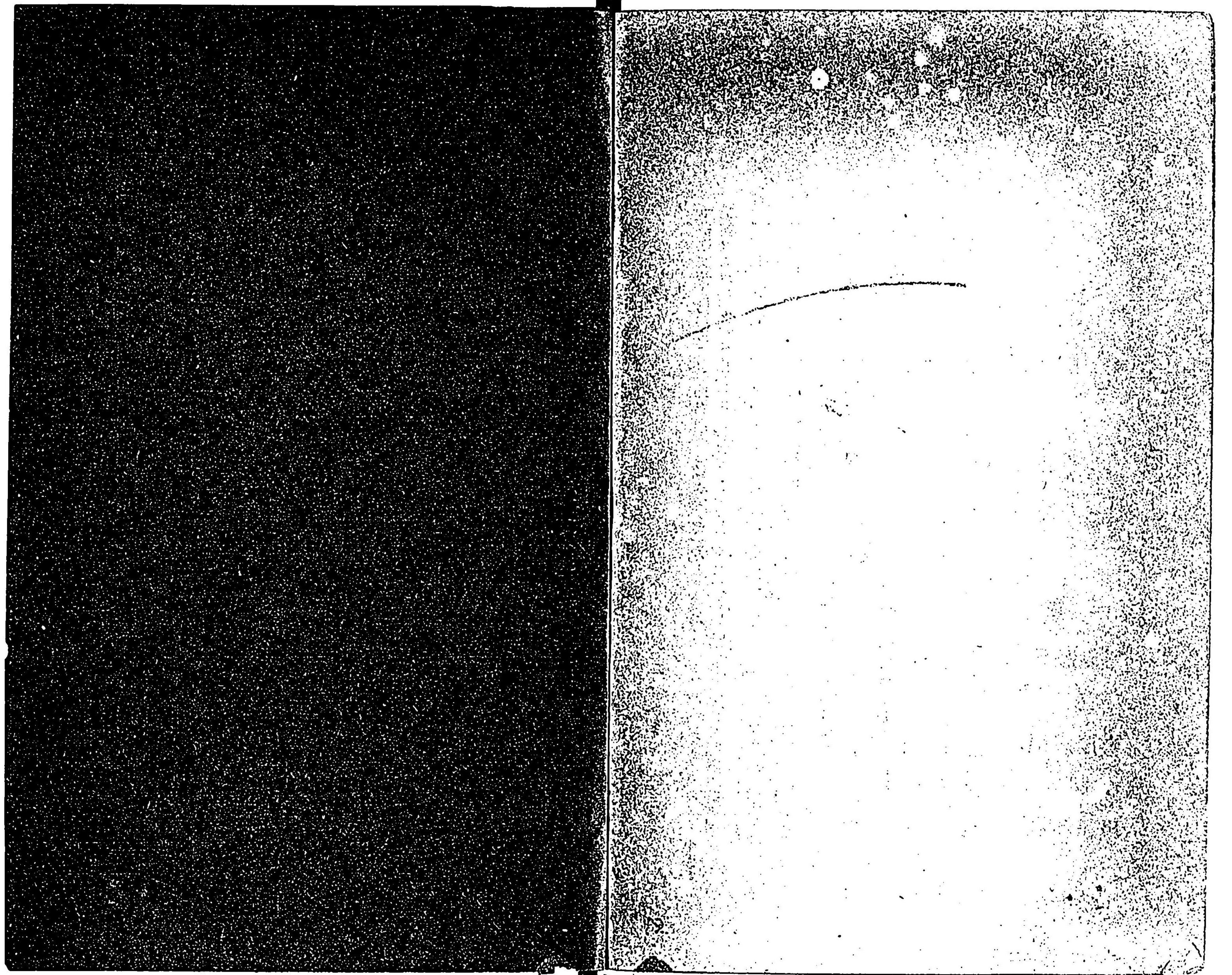


兼翻譯者 原胤昭
神田區南神保町八番地

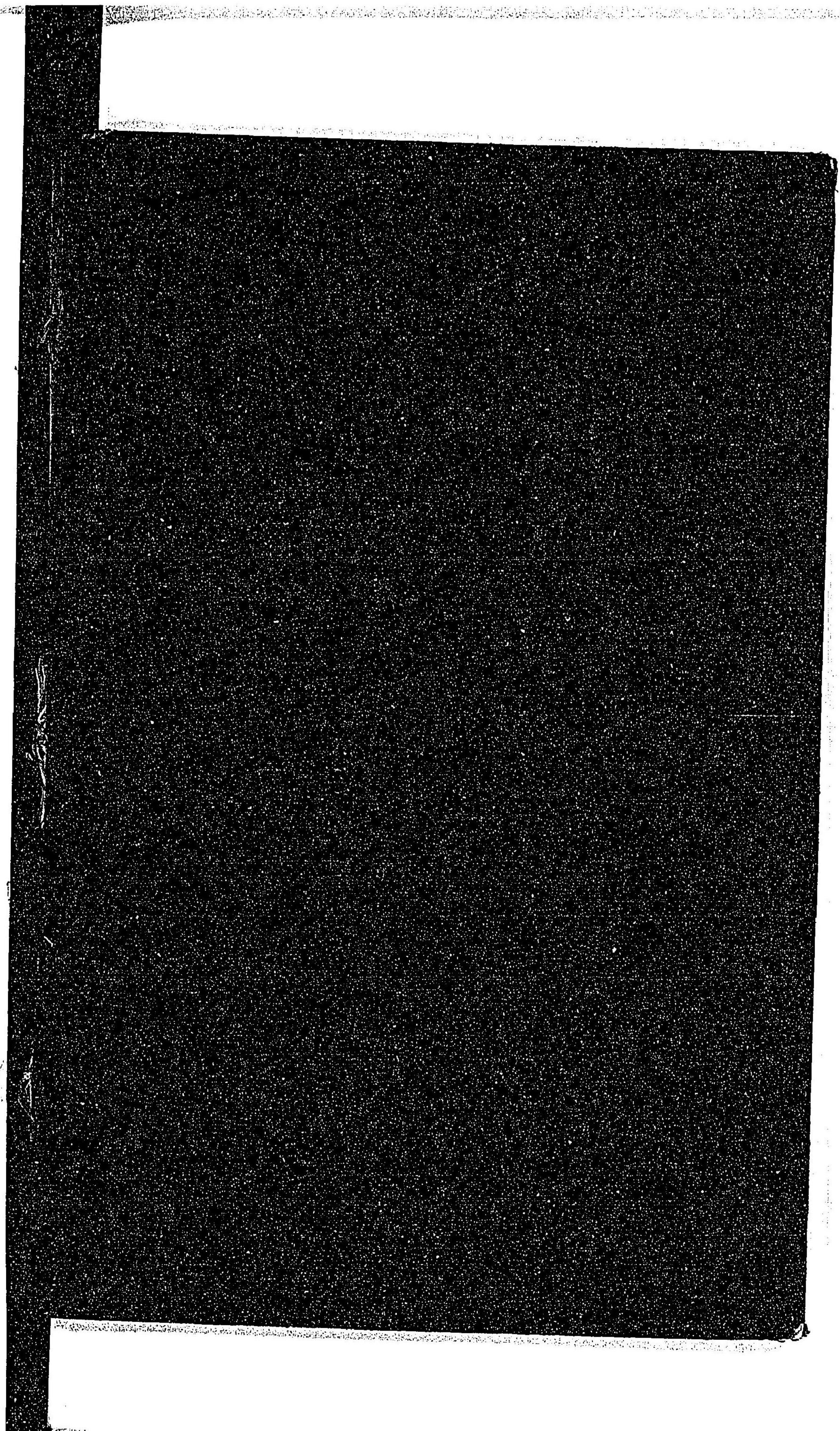
印刷者 山本鉄次郎
京橋區西紺屋町廿六七番地

印刷所 株式會社 秀英舍
京橋區西紺屋町廿六七番地

大賣捌
京橋區出雲町一番地 警 醒 社
京橋區銀座四丁目二番地 有 斐 閣 文 館
神田區一ツ橋通 富 山 閣 書 房
全區裏神保町 房 房 館 社



77
95



77
95

035579-000-7

77-95

刑罰及犯罪予防論

ウィリアム・タラックノ著

M30

BBP-0131



